

低炭素建築物新築等計画の認定申請等手数料

区分			金額（円）		
建築物	評価方法	床面積の合計 ※2	新規申請	変更申請	
			（直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む）	（直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る）	
非住宅	登録住宅性能評価機関等※1が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満	11,300	6,400	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,400	10,400	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	31,400	16,400	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	93,300	47,400	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	147,400	74,400	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	186,100	93,800	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	232,500	117,000	
		50,000平方メートル以上	325,300	163,400	
	モデル建物法	300平方メートル未満	103,400	52,400	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	130,800	66,100	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	171,400	86,400	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	275,800	138,600	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	359,300	180,400	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	431,300	216,300	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	505,500	253,500	
		50,000平方メートル以上	654,000	327,700	
	標準入力法等	300平方メートル未満	265,800	133,600	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	332,300	166,800	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	428,200	214,800	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	609,900	305,700	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	750,600	376,000	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	886,700	444,100	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,011,300	506,300	
		50,000平方メートル以上	1,260,300	630,800	
	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等※1が技術的基準に適合すると認めたもの		5,900	3,700
		誘導仕様基準 ※3	200平方メートル未満	22,900	12,200
			200平方メートル以上	24,500	12,900
		誘導基準併用法 ※4	200平方メートル未満	32,200	16,800
200平方メートル以上			35,300	18,400	
性能基準		200平方メートル未満	42,300	21,800	
	200平方メートル以上	46,900	24,200		

共同住宅等 (一戸建ての 住宅以外の住 宅)	登録住宅性能評価 機関等※1が技術 的基準に適合する と認めたもの	300平方メートル未満	11,300	6,400
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,700	12,600
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	52,300	26,900
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	93,300	47,400
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	149,800	75,500
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	226,300	113,900
		50,000平方メートル以上	343,100	172,200
	誘導仕様基準 ※3	300平方メートル未満	40,700	21,100
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	68,500	35,000
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	121,900	61,700
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	183,000	92,200
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	333,800	167,500
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	562,700	282,100
		50,000平方メートル以上	985,000	493,200
	誘導基準併用法 ※4	300平方メートル未満	61,600	31,500
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	101,800	51,600
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	175,300	88,300
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	254,900	128,200
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	487,700	244,500
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	848,100	424,800
		50,000平方メートル以上	1,533,200	767,300
	性能基準	300平方メートル未満	82,500	41,900
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	135,800	68,600
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	229,400	115,400
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	327,600	164,500
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	642,400	321,800
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,134,200	567,800
		50,000平方メートル以上	2,082,300	1,041,900
複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）		非住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分 の評価手法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額		

※1 「登録住宅性能評価機関等」とは、次に掲げる場合の区分に応じて定める者をいいます。

- ・ 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関または登録住宅性能評価機関
- ・ 複合建築物に係る認定等の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関

※2 「床面積の合計」は、認定等に係る建築物の部分の「床面積の合計」です。

ただし、「床面積の合計」が増加する変更の場合は、元の「床面積の合計」×0.5に、
変更によって増加する部分の「床面積の合計」を加えた値を「床面積の合計」とします。

※3 「誘導仕様基準」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいいます。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準

※4 「誘導基準併用法」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいいます。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)
または省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)